

午後4時17分 開議

議長（角谷英男君） ただいまから平成14年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

会議に入るに先立ち、私から理事者に対して御注意を申し上げます。御承知のとおり、昨日から本日にかけて議事が遅々として進行しておりません。このことについては、理事者の議会対応のまずさと言っても過言ではないかと思えます。つきましては、今後かかることのなきよう強く御注意を申し上げておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において8番 奥和田好吉君、9番 谷 外嗣君の両君を指名いたします。

お諮りいたします。この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よってこの際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。今期の定例会の会期は、7月1日までの12日間と議決されておりますが、議事の都合により会期を7月3日までの2日間延長いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって会期は、7月3日までの2日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日上程予定しております議案第16号 平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算及び議案第17号 平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算については、市長より撤回したい旨の申し出がありました。

よってこの際、議案第16号 平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算及び議案第

17号 平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算撤回を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よってこの際、平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算撤回の件及び平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算撤回の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

市長から、議案第16号 平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算撤回及び議案第17号 平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算撤回の理由の説明を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 議長の発言の許可をいただきましたので、私の方から一言まずおわびを申し上げたいと思えます。

本日、大変長時間にわたりまして議会の進行がくれまして、私どもの事務処理のまずさという点もございまして、皆様方にも大変御迷惑をおかけいたしました。謹んでおわびを申し上げます。冒頭、議長より御注意もいただいておりますので、今後につきましては、議案対応につきましても十分私どもの方で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日上程を予定いたしておりました議案第16号、平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算及び議案第17号、平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算について撤回をお願いいたしたく、御提案申し上げます。

本件議案は、泉州東部区域農用地総合整備事業の事業用地として浅草共有山及び別所共有地を緑資源公団に売却するものでございまして、この売却代金について財産区会計予算を設定いたすべく御提案させていただいていたものでございますが、この売却に係る手続につきましても、本来売却代金に係る予算議決後に所有権移転登記を行うべきものであるところ、本市の事務手続処理の不手際もあり、また緑資源公団が本市との協議事項に反して予算議決を待たずに所有権移転登記を先行して行ったことが判明いたしました。

このような状況下で本件議案を御提案させてい

ただくことは、議会に対して著しく信義に反するものと判断いたしました。よって、議案第16号、平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算及び議案第17号、平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算につきましては、撤回をお願いするものでございます。

なお、これに関連いたしまして、議案第15号、平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第2号)につきましては、この部分と関連いたしますので、一部内容の修正をさせていただきます、あわせてお願いを申し上げます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(角谷英男君) お諮りいたします。ただいま議題となっております平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算撤回の件及び平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算撤回の件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(角谷英男君) 御異議なしと認めます。よって議案第16号 平成14年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算撤回の件及び議案第17号 平成14年度大阪府泉南市別所財産区会計予算撤回の件は、承認することに決しました。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第11、議案第7号 泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について及び日程第12、議案第8号 泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、並びに日程第23、請願第1号 グループホーム認可化を求める請願の3件を先議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(角谷英男君) 御異議なしと認めます。よってこれより日程の順序を変更し、日程第11、議案第7号 泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について及び日程第12、議案第8号 泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、並びに日程第23、請願第1号 グループホーム認可化を求める請願の3件を先議することに決しました。

次に、日程第11、議案第7号 泉南市同和更

生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について……

〔成田政彦君「議事進行」と呼ぶ〕

議長(角谷英男君) 成田君。

18番(成田政彦君) ただいま理事者の取り下げた緑公団の問題なんですけど、これは理事者の取り下げの理由に対して議員の意見を聞く、そういうことはなかったんですか。ただ取り下げられた理由で、それに対して質疑は必要でないんですか、これ。

議長(角谷英男君) ありません。

繰り返します。次に、日程第11、議案第7号 泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について及び日程第12、議案第8号 泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。上林助役。

助役(上林郁夫君) ただいま一括上程されました議案第7号、泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について、並びに議案第8号、泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

泉南市同和更生資金貸付事業について、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成13年度末で失効し、同和行政が特別対策から一般施策へ移行したことや泉南市同和更生資金貸付基金への大阪府の貸し付け分について、大阪府に償還する必要が生じたことによりまして、泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止するものでございます。

なお、本事業につきましては、平成6年度以降新規の貸し付けは行っておりません。

また、泉南市同和更生資金貸付基金条例の廃止に合わせ、泉南市特別会計条例においても所要の措置を講ずるものでございます。

泉南市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例の制定については、議案書の139ページから141ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書145ページをお開き願います。泉南市特別会計条例において、第1条中、同和更

生資金貸付事業特別会計に関する規定があります第2号を削除いたしまして、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、また第2条中、「及び第2号」を削除するものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。 和気君。

19番（和気 豊君） 本案件は、ただいまありましたように委員会付託に供されるわけですが、過日來から代表質問並びに一般質問でたびたびこの問題が取り上げられ、論議されておるわけですが、その中でなかなか的確な御答弁がない。そのゆえんは、古い問題だからということで資料がない。資料がないがゆえに明確な答弁ができない、こういうことでずっと推移をしてきているわけですが、これ、せっかく委員会付託に供されるわけですね。

やっぱり審議を尊重する、こういう立場で理事者はおられると当然思うんですが、そういう点でどの程度の資料をこの間御用意されているのか。前回の5月30日、それから6月の12日、この2回の これは公式ではない常任委員会協議会ではありますが、今回はいやくも委員会として正式に付託され、審議に供されるわけですね。

そういう点で論議が開陳できるように、もっともっと従来の枠を超えて開陳できるような保障というの、当然理事者としてあるべき姿ではないかというふうに思うんですが、その辺どのような資料をこの間用意をされたのか。従来の域を出ない、なかなか資料は探したけどありませんと、こういう範囲なのか、その辺をまず明確にさせていただきたい、こういうふうに思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） お答え申し上げます。

2回にわたりまして所管の協議会を開いていただきまして、そこに資料として提出さしていただいておりますのでございますが、それ以外の資料ということでございますが、我々といたしまして

もできる限りの資料提供という形で既に提出をさせていただいておりますので、我々、今の現時点ではこれ以上の資料の提供は難しいというところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 例えば、市長がこの問題について具体的に13年の7月以降だと、こういうお話がありました。それについては果たしてそうなのか。

これについては、いわゆる府との関係で、市長会等に具体的に提起をされてから以降、例えば市長がそういう審議の場におらなかったのかどうか、こういう資料なんかは十分用意できるわけでしょう、その気になれば。例えば同和部長としてむしろ主催者会議に具体的な事務論議を下知する、そういう立場にあったのかどうかとか。そういうことは資料をとればすぐ明確になることですから、そういう資料ぐらいいはおとりになると、こういうことは、これまでの論議を経て問題になってる点ですから、何も無いということではなくて、ちょっと頭をひねって工夫すれば出てくる資料だというふうに思うんですよ。

一体正式の委員会に対してどういうことを求めておられるのか。廃止ということを提案される限り、この廃止が正当なことなんだ、もうこれ以上論議することはないんだ、こういう立場なのかどうか、これは極めて市の姿勢が問われる問題だ。

いやくも5,380万、これだけの焦げつきが明らかになっているわけですから、後の処理等市民に重くのしかかってくる、こういうことはもう火を見るよりも明らかです。処理はしなければならぬわけですから、大阪府との関係では、処理を済ましていい、処理をしなくてもいいと、こういうふうな大阪府の意向はいささかもないわけですから、そういう点ではひとつ資料を鋭意そろえられる、こういうことを私は求めたいというふうに思うんですが、これは議長からも、もうやっても同じことやと、そういうことでは済まされない、非常に重要な問題だというふうに思いますよ。

でない、本当にこのままで推移しようとするならば、さらに我々の手で資料も求める、あるいは

はこれにかかわって証人も求めていく、こういう立場での委員会をあと議会の意思としてやらなければならない。これは議会全体の意思統一の結果であることですが、そういう方法もとらざるを得ない、こういうことになりましたが、そういうことのないようにひとつ鋭意努力をされる。今、本当に市の立場というのは、もう資料がないんだ、どうにでもしてくれと、こういう態度にしかとれないんですよ。そういうことで公金の取り扱いの処理が済まされるのかどうか、私は非常に問題だというふうに思いますよ。どうでしょうか。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 市長会、町村会同和主担者会議の件ということで御答弁をさせていただきます。

まず初めに、泉南市の市長は大阪府の市長会の同和对策部会の会長であったということでございますが、これは会長ではございません。副会長という身分で、全体として大阪の各市長の会で選出されたものでございまして、我々といたしましては、この問題につきましては、主担者会議の方にすべて、事業の研究とか報告とかそういうものをするということで、平成12年の9月に生まれた市長会の同和主担者会議で行いました同和更生資金の貸付事業の研究報告書というのがございます。

この部分につきましては、前回の協議会の中で問題になりました。その件につきましては、当委員会に資料として、その部分については市長会の御了承を得まして報告をさせていただいてというのが現状でございます。

ですので、市長会として今後どのように23市がこの更生資金について検討し、ただいま議員申されましたように府に対して償還をしていくかということで研究を重ねました。その結果については、さきにも言いましたように資料として御報告をさせていただいてということでございますので、その件につきましては、当然担当とその当時の人権推進部が関与して結論を出していただいたと。

研究会の構成につきましては、大阪ブロックとして大阪市、北摂ブロックとして高槻市、中部ブロックとして寝屋川市、泉州ブロックとして貝塚

市の4市とオブザーバーとして大阪府が入って研究を重ねた結果について、先ほども御答弁いたしましたように結論が出てきたということでございます。

以上です。

議長（角谷英男君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長をいたします。和気君。

19番（和気 豊君） 私、今説明を聞いてよくわかりましたけれども、例えばそういうのを資料としてお出しになったらどうかと、老婆心ながらそういうお話をしたわけですよ。私は委員会に所属しておりませんから、極力傍聴に相努めましたけれども、抜けてる部分もあったので、それは失礼を申し上げました。大浦さん、失礼を申し上げました。

ただ、今度は正式の委員会ですから、そういう点ではただ従来の姿勢ではなくて、鋭意出すべき資料はやっぱりお出しになって、この全面解決のために、1つは公金の処理を正當にやっていると、こういう立場からのことでもありますから、これは行政も御意見はないだろうというふうに思いますし、議会もそういう立場で臨まなければならないことは当然のことでもありますので、そういう点では我々では資料ないわけですから、やっぱり行政が握ってる資料をもう一度点検に相努められて、出すべき資料はお出しいただくということで、当議会が始まってきょうで5日目になりますが、5日間の論議を経て、もう一度ひとつ点検方を相努めさせていただきたいなと、こういうふうに、これはひとつ議長からもよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

議長（角谷英男君） ほかに。 真砂君。

21番（真砂 満君） 和気さんと同じですが、付託案件ですから基本的な部分だけにとどめておきたいというふうに思います。

この議案が上程をされるということで、当然議員の間でもそうですし、職員の間でもそうです。また、市民の間でもそうです。本会議場ですから具体的な事例は挙げることができませんが、いろんなうわさ話も含めて行き交ってるわけでありま

す。

そのことが事実であるのかないのかは別としても、この辺は、事実であるものは事実である、ないものはないということではっきりしてあげないと、そのことによって場合によれば被害をこうむる人間が出てくる、そういう目で見られている人がいるということが現実としてあるということだけ、まずもって申し上げておきたいというふうに思います。

それとあわせて、市長が申されておりましたけれども、この同和更生資金の果たしてきた役割、それはやはり現実としてあるわけで、それと今回結果として5,300万の滞納がある、この事実と相反してる部分というのはあります。

しかし、当初の目的とこの滞納額、これは全く性質が違うものであります。要はこの滞納額がなぜ出てきたのか。これまでの経過なり説明を聞いてますと、昭和40年から歴史のあることだと言われております。確かに歴史がありますし、いろんな経過があったというふうに思います。ただ、この同和更生資金が現実としてどこで、だれがどんな形でやってきたのかということをはっきりさせれば問題解決はするというふうに思うんです。

そこで、言われてますように、きちっとした管理責任も含めて行政がこの資金についてやってきたのか、それとも部落解放同盟鳴滝支部がやってきたものなのか、また条例で書かれていますように償還組合というところがやってきたのか。この間の経過を聞いてますと、そのことすら明確にされていない、そこに私は問題があるというふうに思っています。そこをきちっとはっきりしてあげない限り、Aさんがどうだ、Bさんがどうだという話になってくるわけです。

もっと広く言えば、だから同和地区の人間はあかんのやというふうな言い方ををされてるんです。そんなことじゃないでしょう。確かに借りたものを返していない、その方には確かに問題があるというふうに思いますが、そのことをとらまえて地域全体が悪者のようにとられている、そういうふうに言われている、このことについては強く抗議をしときたいというふうに思います。

ですから、さっき私が言いました三者三様にあ

るというふうに思いますから、どこにこの同和更生資金という資金の流れがあったのか、責任があったのか、どこが主としてやってきたのかだけ明確にさせていただきたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） この同和更生資金の所管部局は、現在の健康福祉部、当時は社会福祉と言うたんですかね、そこが昭和40年からずっと所管部局でございます。

それと、貸し付けの関係につきましては、確かに40年あたりは支部の方で雇ってる人が集金しておったという経過もございます。それは集金人の関係ですが、また昭和51年以降平成9年までにつきましては、集金業務が同和对策室の企画調整課の嘱託として雇ってる方が集金してきておったという経過があるわけでございまして、実質的にそれを整理と言うんですか、当然するのが福祉事務所であったということでございます。

それと、償還組合につきましては、償還組合の規約の中でも第6条で、組合員は償還金について期日までに組合に納付し、組合は一括して泉南町役場に納付するという経過もございます。それを受けまして市の方が処理をしておったということだったと予想されるわけでございます。それで償還組合に対しまして、昭和41年から昭和45年まで報奨金を支払っておったという経過もございます。そういう流れの中で事務処理をしてきておったということになるわけでございます。

ただ、古い時代からのことでもありますので、我々といたしましても、この書類上でしか判断ができないというのが実情でございますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） 部長、確かに今部長が答弁をされた事柄につきましては、2回の協議会でもそうですし、個別に説明もいただいておりますから、そのことについてはわかるんです。ですから、大田部長がどうのこうのということではなくて、要は歴史があるといっても、やっぱり行政がしてきたことですから、そら昭和40年代の話であろうが、30年代の話であろうが、きちっと行政が実態も含めて掌握してるというのが当たり前

なんです。行政は継続してるわけでしょう。まるっきりこれやったら住宅の問題と何ら変わりませんよ、わかれへん、わかれへんで。それで新たに今の時代になって資料を取り寄せるということではないはずなんですよね。当然お金を貸してるわけですから、返してもらわないかんわけですからね。それは継続されてるわけですから、要はどこかでとまったわけですから、こんな問題が起きてくるわけでしょう。

ですから、基本的に言えば貸した金を返してもらう、ただそれだけの行為なんですよね。僕が言うたのは、それをどこが主となってやってきたのかをきちっとまずせなあかんのと違うかなと。ですから、さっきも言いましたように、行政なのか、解放同盟鳴滝支部なのか、償還組合なのか。そのことによって、責任のとり方も含めて、それぞれに起きてくるでしょうということなんです。

そのことをきちっとした中で議論をしていかんと、ああでもないこうでもない、わかれへん、わかれへんままで、ああじゃこうじゃと言うてますと、さきにも披瀝しましたような話があることも

あるのかないのかも知りませんが、いろいろんな話が出てきてるんですよ。確かに部長の方もそんな話耳にされてるでしょう、あんな話、こんな話という話がね。私、何回も聞きました。いろいろんな話聞いてますよ。

そのことが地域に対してどれだけの偏見を与えるんかということですよ。新たな問題を発生させてるでしょう。これが差別ということの中で違う差別を生む要因をつくってるわけなんです。ですから、まずそのことをきちっと行政がはっきりさせた中で、委員会やったら委員会付託の中で議論していただかないと、私は地域で住んでる人間として、非常に問題があるというふうに思ってます。このことを明確にはっきりさせないままに議論するということは、間違った方向に見出す場合も、場合によってはあると違うかなという思いもあります。

ですから、そこらあたりについて、行政に責任があるんやったら行政に責任がある、ちゃんとやってましたということを明確にしていきたいし、いや償還組合やったら償還組合、いやこれは

支部に預けたんやったら支部に預けたということをきちっと明確にしていきたいというふうに思うんです。

そこらの答弁がないんで、もし今の段階で現大田部長がわかる範囲であれば、お答えできる範囲であれば、お答えをいただきたいと思うんです。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） これにつきましては、当然泉南市の同和更生貸付基金条例に基づく貸付金でございますので、回収は支部でやったり償還組合、いろいろあるかと思いますが、当然責任については市という、私の考えと言うたらおかしいですけども、そのようには考えます。

議長（角谷英男君） ほかに。 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 今の2名の方の質問に対しての答弁を聞いているだけで腹立ってくる。この問題は付託議案なので余り突っ込んで尋ねられませんけども、若干ちょっとだけ尋ねたいと思います。

先ほど資料についてはこれ以上出せませんということを行いましたけども、実際はないから出せないのか、あっても出せないのか。これだけでは論議のしようがないんです。わかりようがない。じゃ、どうすればいいのか。

2点目に、14日やったかな、さきの総務委員会でこの話が出ました。どこに責任があるんだという話をしたときに、この問題に昭和40年から平成5年に一応とめるまで、この間に携わった人の資料は出しますと言いました、助役が。いまだにまだ出てない。どこで出すのか、お聞きしたいと思います。

3点目に、平成5年の間まで何の請求もせず、督促状もいっつも出さなんだという原因はどこにあるのか。何もなしに何の請求もしなかったというのは、これ考えられないことで、そういう督促状も出せないという原因がどこにあるはずやけども、それもわからない、それも返事できないというのか。

先ほど質問の中にもありましたけども、借りたものを返さない。なるほどこれも悪い。しかし、それ以上に悪いのは、何の請求もしなかったのが

それ以上に悪いと思います。そこらのとこをわかりやすくちょっと説明願いたいと思います。

それから、平成5年に打ちとめて、現在の13年度に至るまでの間、何をどう調べたのか、どこどこを調べたのか、それとも全く調べなかったのか、お聞かせ願いたい。

議長（角谷英男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から1点だけ、職員の関係の資料の件のみをお答えいたしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、過日の総務委員会の方でそういう意見が出まして、私は調べて提出もしたいということでお答えはいたしました。当然、いろいろ調べたんですけども、協議会には一応課長職以上の資料は当然提出しております。

議員はその担当者ということもございましたので、調べて一遍提出したいという御答弁を申し上げましたが、その当時の担当者がだれかということは、調べるには非常に時間がかかります。そういう記録は、多分人事担当の方の保管も考えて、だれがそういう担当者であったということは、非常に時間がかかります。今現在では、そういうことでその担当者までは今のところはわかっておりません。できる限りそれを調べたいと思うんですけども、非常に時間をいただきたいと、かように思っております。

当然、課長職以上は協議会にも提出をしておりますので、その分についてはすぐにでも、委員会やったら委員会でも提出はできると思うんですけども、直接携わった職員についての分が非常に時間を欲しいということで、御了承をお願いいたしたいと思います。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 資料の件でございますが、我々といまして、出せる資料につきましてはできる限り我々も提出したいという形で出さしていただいております。

あと個人の名前の入った資料とかそういうものは、個人の守秘義務というような関係もございまして、その分については出してはおりませんが、委員会、協議会等に審議していただくためのでき

るだけの資料ということで、我々もできるだけ提出させていただくという形でお出ししていただいておりますので、その辺よろしくお願いを申し上げます。

それから、督促を出さなかった理由ということでございますが、我々書類等を調べた中では、文書による督促を出したような経過がないと。口頭で督促はあったかも、それはわかりませんが、書類上での督促は出した記録がないということで、督促を出しておらないということで答弁をさせていただいております。

また、出せない理由につきましても、我々といましてなぜかと言われると大変答弁に困るわけでございますが、実際上出しておらなかったということだけしか申し上げることができません。

それから、平成5年から現在までの調査の関係でございますが、これにつきましても、我々今回、今議会に提案させていただくために、借受人の所在とか死亡しておるかとか、いろいろそういうような調査をいたしておったわけでございますが、それ以前にもよく似た調査もいたしております。そのような内容での調査を何回かやってきておるところでございます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。

8番（奥和田好吉君） 何を言うてるのかさっぱりわからんような答弁です。非常に歯切れの悪い答弁で、質問に対して的確な答弁ができてない。どうするつもりなんですか、そういう答弁の仕方です。何が原因かということを知りたいんです。その質問にすら答えられない。今後これをどうするつもりなんですか。質問しても全く答えられないような状況の中で、何を基準にどう我々は判断するんですか、これ。

先ほどの職員の携わった人の資料ですけど、かなりの時間がかかりますと。2年も3年かかるんですか、これ。2年も3年もかかったら、我々結論出しようがないと違いますか。どうなんですか、そこらのとこ。質問もできないような状況です、これ。質問したかて答弁できないという状況であれば、とまったままの状態になりますよ、これ。どうなんですか、そこらのとこ。

議長（角谷英男君） 上林助役。  
助役（上林郁夫君） 職員の資料の関係でございますが、この同和更生資金の関係は昭和40年から始まっております。担当者という資料も残っている可能性もない場合もございます。異動もありまして、非常に時間がかかる。しかし、時間がかかるといっても、2年も3年もかからないということは言えるんですけども、やはり資料として残っているかというのも1つはございます。できる限りの調査もいたしますが、やはり当面の時間をいただきたいということで御理解をお願いいたします。2年も3年もかかるということではございませんので、よろしく願いを申し上げます。（奥和田好吉君「時間を切って」と呼ぶ）

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 歯切れの悪い答弁ということでございますが、我々も何も出せるものを出さないとか、そういうような気持ちは毛頭持っておりませんので、やはりこの分につきましては、できるだけ資料提供もしたいということでございますが、我々今の現時点では出せる範囲はそこまでしか……（奥和田好吉君「そんな質問はしておりません。原因はどこにあるんですかということですか」と呼ぶ）

その辺ですが、我々お答えできるのは、先ほど答弁させていただいたことしか答弁はできないというのが実情でございます。

今後につきましては、大阪府と協議をしながら整理に努め、また回収できるものは回収に努めてまいりたいと、このように考えてるところでございます。

議長（角谷英男君） 奥和田君。3回目です。  
8番（奥和田好吉君） 私は難しい質問をしてるわけでも何でもありません。ごくごく初歩的な当たり前の質問をしてるんです。何でもなかったらすぐに答弁できるような、もうごく簡単な質問をしとるんです。そのごく簡単な普通の質問に答弁できないというのは、もう話にも何もならない。質問もできない、この問題について、どうするんですか、今後。質問もできないような、ごくごく初歩的な質問に対しても答弁のできないような状況でどうするんですか、これ。

議長（角谷英男君） 答弁を求めます。大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 何遍も申し上げてるところでございますが、先ほど来答弁させていただいてるとおりでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかに。 巴里君。  
22番（巴里英一君） 地域の名誉のために申し上げますが、こういった形で出され、論議されるということは、先ほど真砂議員が言ってましたが、だれかが罪をなしているかのような形のとらえ方をされるということに対しての責任を私はまず問いたいと思います。

御承知のように私、昭和でいえば59年に議員にならしていただきました。償還組合があるのかわからないかという話ではありますが、その時点で私は認知よりも承知しておりません。経過から先ほど言いましたが、支部に任せてるとかいうことはない。でも結果的には鳴滝支部云々の話としてあなた方はどこかで出てるということも承知してるんかどうかと。これが1点。

その時点でこういった状況にあるということこそそれならそれなりに私に、支部が存在してるということであれば、相談なり報告なり一定のアクションを起こしてもらうべきであったのではないかと。それがないまま、償還組合なるものを架空のような形で残し、あるいは何とか審議会というふうなのがありましたね。審議会ありましたね。審議会ですか、委員会ですな。運営協議会というのもありましたね。こういったものが存在してるから私にはわからない。

その時点がこういった形でこうなんで、現在は機能してないんだっいたらしてないとか、しているんだっいたらしているとかいうことの報告すらないまま、つまり私が承知していないことは、ないということが前提ですから、それらの行為もなさないまま、集金人そのものが非常勤嘱託としておったわけでしょう。その時点で回収状況を見ると、非常に立派なんです、それなりに。

一番大切なことは、集金人の報告に基づいて納付がおくれてる 納付というよりも返還がおかれてるものについては、それなりの注意なり返還



の要求なりを市としてきちっと出すべきではなかったか。そういった行為を一切なさないまま、現在このことがいきなり出てくるということになってきますと、私として疑義を感じざるを得ないわけなんです。

ある議員が総務文教常任委員会で犯罪的というような言葉を使いました。理事者に問いかけました。あなた方が犯罪的なんですか、それとも借りた側が犯罪的なんですか、どれをもって犯罪要件が成立するんですかと私言いました。それに対する何らの答弁もない。このまま放置しておく、先ほどもあったようにわからないまま地域全体に対する差別を助長させ得るような可能性は、ないとは言えない。こういった責任は皆さん方にとってどういった感覚を持っているのか。ここが私は問題であると思います。

この議会でも何か私に責任があるような私に直接相談していただいたのは1人の議員だけありました。その他の方々は、何か私に言いにくいみたいな話になってる。これ、どういうことやねんというふうに私は感じるわけですね。話だけ走っていくということは、あなた方にとって、人権問題にかかわってることから見て、市の責任を放棄してることの責任をきちんと整理をしないまま来てるから結果的になったんだということ、を明確にしない。償還組合が消滅してるんだしたら消滅してる、その間出していないことに対する責任があるんだということ、を明確に示さなきゃならんんじゃないかということにおいてこの二、三点申し上げてますから、その点についてどうなんですか。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） お答え申し上げます。

まず、償還組合の関係でございますが、確かにここに起案した文書があるわけでございますが、それに基づいて償還組合の報奨金という形での契約というのもございます、それに基づいて償還組合の方で集めていただいておったというんですか、その報奨金といたしまして、41年度から昭和45年度まで報奨金を支払ってる経過がございますが、46年度以降につきましてはその報奨金

を支払った経過がないという中で、その時点で消滅したのか、その辺が私どもの持ち合わせている資料では判断できないということでございます。

また、運営委員会につきましても、起案があるわけでございますが、それもどこまで機能しておったかということの裏づけとなるような資料はございません。ただ、運営委員会につきましては、一度開いたような経過があるだけで、それ以降全く不明ということでございます。

それと、集金人さんに集めていただいておったわけでございますが、集めていただいて、滞ってる方につきまして、どのように集金人さんとの間でやりとりをやり、回収に努めたのかということにつきましても、何ら資料が残っておりませんので、その辺が御答弁しかねるところでございます。

お答えになったかどうかわかりませんが、私どもの知る範囲でお答えささせていただきました。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 付託議案ですから余り多く申しませんけども、思いはたくさんあります。

現実に組合形成されてるし、その組合が機能してあるとかないとかやなしに、そのことがどうなってるのかということすら、原課なり行政側が確認されなあかんわけで、償還組合もそうなら、その他の組合もそうなんです、委員会が。

いわゆる町長決裁 当時町長ですね。町長決裁まで受けてあるんですよ。条例に基づいてるんでしょう。そのことがそのまま何もしないまま現在に至ってるということ、そのものに対する反省が全然ないままやられるということは、どこかに疑いを残したままになるんですよ。そこらが問題だと言うてるんですね、問題はね。

更生資金条例あるんですよ、ここに。皆持っているはずなんだ、これ。この条例に基づいて皆さんは議会で論議するわけでしょう。そして、決算書に全部載ってますよ。ずうっと載ってる。私、59年から全部持ってますよ、これ。全部見ると、全部数字変わっていつてますよ。原資が5,250万ですか。6,250万円ですね。原資に基づいて何ぼ増減して現在はこうだというふうにかくのが本来の筋なんでしょう。原資がまずあって、そし

てここで貸借あるいは増減があって、残額が何ほある、これが決算に出てくるわけでしょう。そうじゃないですか。

ところが、これを見ると全部数字が違うんです、原資の数字が。残ってる数字を原資にしてるような形へ持っていったるんですね。こんな決算書のあり方すら、つくりがおかしいんじゃないですか。議会も我々は初めてこれ指摘するわけですよ。これ十分皆さん方が論議されてるんだと思う。そうした論議をされた経過はいままであったかどうか、この問題について。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 論議はされてなかったと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 巴里君。3回目です。  
22番（巴里英一君） 多分私もそう思います。私が議員になってから、今堀口委員長が前におられますけども、論議された記憶は私もないんです。した記憶もない、決算で。私もしてません。だから、恐らくないであろうと思います。しかし、私以前にやってある可能性がないと言えませんから、そういう意味ではあったんかどうかということなんです。あなたは私より古いんかどうかわかりませんが、恐らく助役あたりが一番古いんかなと。助役が知らなかったら多分知らないかもわからない。記録としてはそんな長いこと残ってないかもわからないけどね。

私、この問題点は、例えば条例が残った場合は、それに依拠して、条例あるんやからちゃんともう一遍市の残ってる金を貸してくれやと言われて要求されたら、この条例が生きてる限りそれはどうなるのかという、こういう懸念もありますよ、私は。拒否できない、条例が残ってる限り。法ですからね、法に依拠して、それに対して要求された場合どうするかという問題は、私はやっぱり若干ないとは言えないというふうに思ってる部分あります。

そういう意味では、この条例というものは市における最高法律ですから、これを審議するときには非常に皆さん方慎重にやってるわけですから、そういう点ではきちっと説明責任だけは、どこに

責任があっただうなのか、この結果こうなんで、こういった責任については理事者にあるとか、あるいは 私は払うなとか払えとかいう話と違うんです。払いたくても、集金業務としてずっと来てもらってる限りは、当然その方に渡しますよね。渡しますよ。NHKだってそうだったでしょう。皆さん、来なんだからだれも払えへん。わざわざ振り込めへんわな、自分からはね。普通そうなんです。税金だって全部そうでしょう。事前通知して、そして請求して、来なんたら督促となるんでしょう。これだって同じことなんです。集金者が集金してきて、それで集金足りない分はだれやというたら、これに対して督促かけるのは当たり前のことやないですか。

それはだれがするんだといったら、償還組合とあなた方がおっしゃるんなら、償還組合の存在をきちんと把握しとかなきゃならないですよ、もともとが。そこに任したんなら。任してあるはずなんです、この中身を見ると。それがわからんまま、何か空中分解したみたいな形で機能してきたことすらわからないということが、私、個人名を言うことはけしからん話やと思いますから、そんなことは聞きません。しかし、そのこと自身がわからないまま来てるのが問題やということになってくるんです。だから答弁ができない。何年も前から言われてるのに処理をできないことになってるんと違うかというふうになるんです。

最終的には、この問題は債権処理しか方法ないですよ、こんなもん。請求すべきものはきちんと請求してやるしか方法ないですよ。しかしながら、一切今まで請求しなかったものを急激に、例えば本人が死亡してる場合、保証人のとこへいきなり行くというような話もないですよ。本人にいっこも請求してないのにいきなり行ったら、これ逆に言われますよ。そういった難しい点が片一方には存在してるということを理解して、やはりきちっと議会へ答弁してもらわない限り、疑義を持ったまま我々に対する人権問題を逆に上塗りするような形をせんように、これすべて押しなべて皆さん方がきちっとした理解と答弁いただかない限り、私自身がなかなか心の中におさまるといことはあり得ないんです。

そういうことだけ申し上げて、議長、ちょっと長くなって失礼やと思いますけども、終わります。

議長（角谷英男君） 答弁はいいんですか。

22番（巴里英一君） いいです。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号及び議案第8号については、所管の厚生消防常任委員会に付託をいたします。

次に、日程第23、請願第1号 グループホーム認可化を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおりで、所管の厚生消防常任委員会に付託いたします。

次に、日程第2、報告第9号 平成13年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書について議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（角谷英男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） ただいま上程されました報告第9号、平成13年度大阪府泉南市水道事業会計継続費繰越計算書につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

議案書の95ページをお開き願います。事業名につきましては、第7次拡張事業でございます、平成元年度から平成15年度までの15年間の継続事業で実施をいたしております。

平成13年度継続費の予算現額でございますが、14億5,507万2,025円に対しまして、支払い義務発生見込み額が9億3,285万5,380円でございますので、差し引き残額5億2,221万6,645円を翌年度に繰越し越すものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 和気君。

19番（和気 豊君） 第7次拡張事業でありますが、この事業が当初目的にされたねらいといい

ますが、そういうものについてお示しをいただきたい。この当初の目的、この事業を進めるその目的が、あと2年を残す時点になってこれまでどの程度達成をしているのか、その辺もお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 御質問にお答えを申し上げます。

あくまでも第7次拡張事業は15年間で継続事業ということでございますけれども、基本的には安定して水を供給するというのが大きな目的でございます。特に、平成元年度からということで、当時人口増あるいは1人当たりの使用水量が増加傾向にあったということでその分の水量を賄うということで、これに対応するための整備を行うということでございました。特に、水につきましては、水だけを見ますと、これを府水で対応しているということでございますけれども、15年間でそういう整備をするということでございました。

あと2年間を残すだけということになりましたけれども、ほとんど事業については特に13年度末ということで対応しているということで、大きなものにつきましては、残事業といたしましては六尾の高区配水区配水池、これがまだ残っておりまして、ここでございますけれども、大きくは新家を分けたということもございまして、ほとんどできているのではないかとこのように考えております。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今お示しをいただきましたように、拡張事業の意味するところというのは安定した水の供給にあるということで、私、ずっとこの事業を振り返ってみまして、確かに配水給水管、これの整備はりんくうに至るまで布設されてきた。

ところが、肝心の安定した水の供給ということになりますと、府から廉価に、安く水資源を確保する、こういうことも大きな事業目的だろうというふうに思うんですが、結局この点では府営水に依拠せざるを得ない。こういう結果に13年間なっているわけですね。自己水の確保、こういう重要な事業がやはりこの13年間を振り返ってみて

欠落をしているのではないかというふうに思いません。

自己水の確保ということについては、2,850万トンというこの数字について、結局縛りがかけられて、それ以上の水の給水、伏流水を金熊寺川からできない、こういうことになっているわけです。

ところが一方では、大阪府の施策であるりんくうタウンに9億以上の、10億近い投資を、これは大阪府のお金でありましたけれども、やっているわけですね。泉南市の水を供給するためのパイプが、配水管が通っているわけですね。結局、確かに金は出してもらいましたけれども、それに見返る減価償却が水道料金にはね返ってきてる、これは否めない事実であります。

こうやって大阪府の事業にも協力をして、泉南市の本当に貴重な水を供給する状況をつくり出している。この大阪府に対して、なぜ金熊寺川の余った水の確保、これを要望しないのかどうか。いわゆる両々相まって協力もする、その見返りとしてもらうべきものはもらう、これはあるべき姿ではないかというふうに思うんです。

そういう点では、これは金の余りかからん第7次拡張事業はこれまで14億5,500万になんなんとする金を使ってるわけですけど、こういうことは余りお金の要らん問題でしょう。この辺はせっかく助役さんも来てもらうわけですし、そういう府との太いパイプを生かして水の供給、これだけの拡張事業をやられてるわけですから、その点は大いにやっていく必要があるのではないかと、こういうふうに思うんですよ。

一方的にくれと言うてるんと違うんやから。このもうた水の幾らかはあなたが開発されたりんくうタウンへ行くんですから、大阪府にあげるわけですから、大阪府が開発したところへ行くわけですから、その辺でやっぱりきっちり物を言う。そういう努力は市長、あなた大阪府と汗かいてこられましたか。一遍その辺もお聞かせをいただきたい。この改良事業の趣旨から当然あるべきことだというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 水道というのは、いわゆる

占有者でございます。道路法あるいは河川法その他の法律に対しましても、占有者という立場なんですね。ですから、許可を受ける方なんです。したがって、りんくうタウンのこともいつもおっしゃるんですけれども、要するに舗装先行という形で、道路管理者から先に入れなさいということがあれば入れざるを得ない部分があります。後であれば、それだけまた舗装復旧とかプラス経費があるわけですから、そういう一面があったということは御理解いただきたいと思います。

それから、河川法との関係でございますけども、河川の取水というのは、これは非常に難しい問題でございます。河川管理者としては河川の流水確保というのが大きな役割がございますから、その範囲内で一定の歴史的経過も踏まえて認めるべきは認めるということでございます。

この場合は、もともとずっと以前に慣行的に取水しておったという範囲内で認めていただいております。通常ですとなかなか許可されないものということでございます。しかし、そういう歴史的な経過も踏まえて泉南市としてはその確保に努めるということでお話をして、現在の取水量を正式に許可をいただいたということでございます。これをふやすというのは、非常に難しいことだというふうに思います。努力はしたいというふうに思います。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 最後にいたします。

市長、ちょうど3日間梅雨が続いておりますし、こういうときには水かさもふえるわけですし、そこは柔軟に、その時期に熊取の永楽ダムのように余った水を、ないときに農家の皆さんに農業用水として取水していただく、そのときまで競合して取れと、こういうふうには言っていないわけですね。だから、まさに5,000トンなり1万トンなりのそういう水を永楽ダムからタンクに取水してるようなああいうやり方をとって、まさにそれこそ拡張事業の中心に置くべきではないかと。交渉はもちろん欠かさずにしてもらわないけませんけれどもね。だから、そういうことをやるのがまさにこの拡張事業の本旨ではないか、こういうふうに言ってるんです。

私、やってきてないというふうには言ってないんですよ。配水管、給水管、石綿管の布設がえ、こういうことには鋭意力を入れてこられたと。こういうことについては一定評価をいたしますけれども、拡張事業の本来のあり方、いわゆる安定した水の供給、自己水の確保等をやっていかないかん。こういうところでもう一工夫も二工夫も要るのではないかと、こういうことを言っているわけですから、その辺はいいところに、先進に学んでやっぱり頑張っていたきたいなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 堀河ダムの水を活用するというのは、用水合理化学業という形でシステムとしてはあります。ただ、1つは水利関係者との調整というのがあります。それと水を買わなきゃいけないという部分があります。それと導水管を直接河川へ落とすんじゃなくて、直接堀河ダムから六尾の取水場までパイプラインを引かなきゃいけないということになります。

したがって、それも以前試算もしたこともございますけども、大変な費用になるということで、逆にそれよりも、最近高度処理されておりますので、府水の供給をいただいた方がコスト的に安くつくという部分もありまして、現在はそういう形でやっております。ただ、自己水の確保は、井戸の自己水も含めて、掘りかえなり、あるいは改善なりという形で、一定の量は確保するようには努力をいたしております。

今後とも自己水の確保というのは、もし何かあった場合の1つのウォーターセキュリティという部分だというふうに思いますんで、他の方法も考えて、何かいい方法がないかというのは常に努力をしていきたいと、このように思っております。

議長（角谷英男君） ほかに。 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る7月1日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る7月1日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。御苦勞さまでございました。

午後5時36分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 谷 外 嗣